

地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業名

地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託

2 事業の目的

県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的とした三重県国民保護計画（平成30年4月）を策定し、この三重県国民保護計画に基づき、有事の際に住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための避難施設の指定を適宜行っている。

昨今の国際情勢に鑑み、我が国においても弾道ミサイルの脅威が増していることを踏まえ、政府は、万が一、我が国に弾道ミサイルが飛来した際に、弾道ミサイルによる爆風等からの直接の被害を軽減するための一時避難先（緊急一時避難施設*¹）の指定を進めることを都道府県等に求めており、とりわけ、被害の軽減効果が高いとされている地下施設について、積極的な指定が求められているところであるが、大規模な地下施設（地下駅舎や地下街、地下駐車場等）を有しない三重県においては、既存施設だけでなく、新たに建設する建物や既存建物の建て替え、改修時の地下施設設置を促進していくことについても検討が必要である。

そこで、本業務では、県内における地下避難施設の新たな設置（新築・改修）の必要性を調査し、将来的に県庁舎を建て替える場合の地下施設のあり方の検討に資するとともに、県内市町や民間団体への地下施設設置の働きかけ等、地下避難施設の指定促進にかかる効果的な施策の検討に用いることを目的とする。

※1 ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時避難場所（中長期的な滞在は想定しない）として、コンクリート造り等（RC造、SRC造）の堅ろうな建築物や地下施設を県が指定。

3 事業の概要

緊急一時避難施設に活用することを前提として、県内における地下避難施設の新たな設置の必要性等について調査・分析を行う。

- (1) 地下避難施設の新たな設置の必要性についての調査・分析
 - ① 考慮すべき条件の抽出
 - ② 各地域*²における必要性についての分析
- (2) 県内の既存の地下施設等の調査・把握
- (3) 調査報告書の作成
- (4) 学識経験者や有識者等への意見聴取のための資料作成等
- (5) 打合せ協議

※2 桑名地域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）、四日市地域（四日市市、菰野町、朝日町、川越町）、鈴鹿地域（鈴鹿市、亀山市）、津地域（津市）、松阪地域（松阪市、多気町、明和町、大台町）、南勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町）、伊賀地域（伊賀市、名張市）、紀北地域（尾鷲市、紀北町）、紀南地域（熊野市、御浜町、紀宝町）の9つの地域をいう。

4 業務内容

別添「地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託仕様書」に記載のとおり。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

6 契約上限額

5,496,700円（消費税及び地方消費税を含む）

7 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 契約上限額を越える金額で見積をしたとき。
- (7) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (8) 提案の選定に先立ち適否評価を行い、その結果「否」と判定されたとき。
（ただし、提出された提案数が少ない場合は適否評価を省略する場合がある。）

- (9) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア) 地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1） 1部
イ) 上記アの添付書類 1部

(2) 提出期限

令和5年7月31日（月）17時00分まで

(3) 提出場所

下記17に示す所属

(4) 提出方法

上記提出先に郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること（必着）。

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、必ず提出期限までに電話にて受理を確認すること。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記9（1）等により、資格審査を行います。資格審査結果は令和5年8月4日（金）17時00分までに電子メール又は郵便、FAXで通知します。

10 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年8月10日（木）17時00分まで

(2) 提出先

下記17に示す所属

(3) 提出方法

上記提出先に郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること（必着）。

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、必ず提出期限までに電話にて受理を確認すること。

11 提出を求める企画提案資料

(1) 企画提案書（任意様式）8部（正本1部、写し7部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め10ページ以内とすること。
- ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア) 業務の実施体制

- ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）

- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- イ) 業務委託仕様書に記載の業務内容を実施するための取組方針や基本的な進め方、事例収集や整理の方法
- ウ) 業務実施スケジュール
 - ・令和5年8月下旬の契約締結を前提に、令和6年1月31日（水）までのスケジュール
- エ) 過去の実績
 - ・過去5年間に国、都道府県の調査・分析業務を実施した実績がある場合、その実績を証明する書類
- (2) 見積書（任意様式）8部（正本1部、写し7部）
 - ・消費税抜きで記載し、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
 - ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- (3) その他必要書類
 - ア) 会社の概要を説明する書類（別紙：様式2） 1部
 - イ) 会社概要パンフレット 8部

12 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限

令和5年7月25日（火）17時00分まで（必着）
- (2) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けない。

 - ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
 - ・積算に関する内容
 - ・採点に関する内容
- (3) 質問の提出

質問は、文書（様式任意、ただし規格はA4版）にて行うものとし、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、17の担当部局へ提出すること。また、質問文書には、事業者名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。また、送信後に担当部局に受領確認すること。
- (4) 質問に対する回答

令和5年7月27日（木）17時00分までに、三重県ホームページに掲載する。電話・電子メール等での直接回答は行わない。

13 企画提案コンペの実施方法

- (1) 最優秀提案者の選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案書等を、「地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

審査項目	審査内容
有効性 (8点)	業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。
企画性 (8点)	業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか
計画性 (4点)	業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。
業務遂行能力 (4点)	業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
経済性 (4点)	積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。
地域貢献 (1点)	「消防団協力事業所」に認定されているか（県内事業者が認定されている場合のみ加点）。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア) 実施日 (予定)

令和5年8月22日(火) ※別途通知する。

イ) 場所

場所(県庁付近を予定)・オンラインの可否等の詳細については、別途通知する。

ウ) 時間

別途通知する。

エ) その他

プレゼンテーションは、提出済の企画提案資料により、15分以内で説明すること。

なお、説明終了後に別途説明内容への質疑応答の時間を設定する。詳細なプレゼンテーションの実施日時等については、プレゼンテーションに参加するすべての者に令和5年8月15日(火)17時00分までに電子メールまたは電話で連絡する。

(3) 事前審査

企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、提案者を5者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを実施する。

事前審査を実施した場合、その結果を令和5年8月15日(火)17時00分までに電子メールまたは電話で連絡する。

(4) 最優秀提案の選定結果の通知

最優秀提案が決定した後、速やかにすべての企画提案者に対して通知する。

なお、選定結果(最優秀提案事業者名、採点結果)は公表する。また、選定の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

14 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最終決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないことの証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）（写し可）
 - ※（1）（2）について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、提出（提示可）ができない場合は、別紙：様式4を提出（FAX またはメール可）してください。
- (3) 契約実績証明書
 - ※過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある場合
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

15 契約方法等

- (1) 契約条項は、担当課において示す。
- (2) 契約方法に関する事項
 - ア) 契約条項を示す場所は下記17の場所とする。
 - イ) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
 - ウ) 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。
なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

- エ) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 監督及び検査
監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期
契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

16 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - イ 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (5) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。
- (8) 企画提案されたものは、見積書（上記 11（2））の中ですべて実現できるものと判断する。
- (9) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (10) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (11) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条、第 180 条及び第 184 条に罰則があるので留意すること。

- (12) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。
- (13) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによるものとする。

17 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部危機管理課 担当 瀬田、鈴木

電話 059-224-2734 F A X 059-224-2203 E-mail : ki2kanri@pref.mie.lg.jp